

社会・地域貢献準備金の損金算入に関する  
明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

別表十二  
(十三)

平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期積立額	1	円	翌	期首社会・地域貢献準備金の金額	7	円	
				当期	日本郵政株式会社法第13条第4項 ただし書の規定により基金を取り 崩した場合の益金算入額	8	
積立限度額  〔当期の日本郵政株式会社法第13条 第2項に規定する利益金の額のうち 社会・地域貢献基金に積み立てた金額〕	2		繰	同上以外の場合による 益金算入額	9		
				越	計 (8) + (9)	10	
積立限度超過額  (1) - (2)	3		の	当期積立額のうち損金算入額 (1) - (3)	11		
				計	差引社会・地域貢献準備金の金額 (7) - (10) + (11)	12	
				算	累積限度超過額 (5)	13	
累積 限度 超過 額の 計算	4		算	期末社会・地域貢献準備金の金額 (12) - (13)	14		
				貸借 対照 表と の 差 額 の 明 細	貸借対照表に計上されている 社会・地域貢献準備金	15	
限度超過額合計  (3) + (5)	6		明 細	差 引  (15) - (14)	16		
				当 期 分	貸借対照表の取崩不足額 (10) - ((1) - ((15) - 前期の(15)))	17	
				前 期 分 以 前	当期に生じた差額の合計額 (6) + (17)	18	
				前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(16))	19		

## 別表十二（十三）の記載の仕方

1 この明細書は、日本郵政株式会社が、措置法第57条の9（社会・地域貢献準備金）の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の58の2（社会・地域貢献準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結

法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「期首社会・地域貢献準備金の金額7」には、当期首現在の税務計算上の社会・地域貢献準備金の金額を記載します。